

## 産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会 IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループ（第3回）-議事要旨

日時：平成26年12月26日（金曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省本館17階 第3特別会議室

### 出席者委員

#### 委員

松本座長、大淵座長代理、沖野委員、奥邨委員、角委員、後藤委員、茶園委員、早川委員、山本委員

#### 起草者

稲益弁護士、上沼弁護士、生野弁護士、高木弁護士（※「高」は「はしごだか）、宮澤教授、村尾弁護士、森弁護士、山内弁護士、吉澤弁護士

#### オブザーバー

榎植総務省消費者行政課専門職、秋山文化庁著作権課課長補佐、深津特許庁制度審議室法制専門官、望月経済産業省文化情報関連産業課課長補佐、中本経済産業省文化情報関連産業課課長補佐

#### 事務局（情報経済課）

佐野課長、明石課長補佐、北元課長補佐

### 議題

- 開会
- 討議
  - 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の編集方針等について
  - 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂について
  - ITを利活用した新サービスを巡る制度的論点について
- 今後の予定
- 閉会

### 議事概要

#### 1. 開会

IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの公開等について、事務局から資料2を用いて説明を行い、全会一致で了承された。

#### 2. 討議

##### （1）「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の編集方針等について

事務局及び起草者から資料3-1から資料3-3までを用いて説明を行い、続いて討議が行われ、委員から以下の意見が出された。

- 準則は、法令の見直しのための検討プロセスやADRなどで参考にされており、裁判実務にも影響し得るものになっているのではないかと認識している。
- 各論点の分量について、もちろん冗長であってはならないが、論点によっては相当量の記載が必要な場合もあるので、この点は機械的に判断すべきではないと思う。

- そもそも準則については、何の権限に基づいて作成されるものかという声も聞かれる。準則の目的との関係で、新たな議論を含めて今後の改正も見込んだ積極的な内容としていくのか、準則の位置付けを明らかにすべきである。
- 編集方針に記載された各論点の分量に関しては、機械的に分量を決めるのではなく、パターンをいくつか設けたり、単なる目安とするというように、柔軟に判断してほしい。
- 削除された論点に関しては準則アーカイブに収載するということであるが、削除に至った理由等についてある程度詳細な記載がされるとよいのではないか。
- 準則の基本的な編集方針として、グレーな部分に関して固い解釈を示すものなのか、あるいはある種の百科全書的な趣旨で個々の論点をワンストップで見える道案内になるということも選択肢として考えているのかを明らかにしてほしい。
- 準則は消費者相談窓口等も読者として想定されているので、この点からも内容面で何を書けばよいか明らかにしていくべき。

今回の意見を踏まえ、事務局において編集方針等に所要の修正を加え、次回のワーキンググループで更に討議することとなった。

## (2) 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂について

起草者から資料4-1及び資料4-2を用いて説明を行い、続いて討議が行われ、委員から以下の意見が出された。

- 平成26年東京地裁裁判例は、発信者情報開示に関する数少ない裁判例として紹介しておくことも有用なため、掲載しておくべきではないか。
- 規範性の部分でいえば平成26年東京地裁裁判例は特殊だが、裁判例があるという情報提供の意味合い自体に意義がある。逆に掲載しないことの方が読者に誤解を与えないか。
- 下級審の書き方は慎重に判断すべきである。この点は、次回までの検討事項とされたい。

今回の意見を踏まえ、事務局において改訂案に所要の修正を加え、次回のワーキンググループで更に討議することとなった。

## (3) ITを利活用した新サービスを巡る制度的論点について

事務局から資料5を用いて説明を行い、続いて討議が行われ、委員から以下の意見が出された。

- ビジネスモデルについては、ビックデータの例のように、行政としてエンカレッジするものもあれば、逆に抑制すべきものもあるので、この点の仕分けも必要となってくるのではないか。
- 新サービスの各論点を討議するといっても、論点設定としては抽象的で、結局は個別の具体的な問題によるということにもなる。
- この討議を踏まえた上での選択肢として制度改正の是非が提示されているが、規制を緩和するということも考慮されるべきである。規制の整備と緩和の組み合わせというバランスが重要になる。
- ネットの世界では国際的にビジネスが展開されるので、ルールは内外無差別であるべきだと思う。同じようなサービスには同じような規制をかけていくという点から、具体的な問題ごとに考えるべきである。
- クラウドも問題としては以前からあるのであって、より議論を深化させるというの分からないではないが、どういうふうに討議されるべきかははっきりさせなければならない。
- ネットの恐ろしいところは、国境を越えてしまうところで、国外で規制を免れるということができてしまう。そろそろ日本も国内のことしかできないというのではなく、域外適用も法政策として考えていくべきである。
- 契約の有効性等を議論するにしても、契約内容やサービス内容、情報開示の程度等さらなる論点も出てくるので、論点整理を十分に行った上で精査すべきである。

今回の意見を踏まえ、事務局において整理を行った上で、次回のワーキンググループで更に討議することとなった。

---

## 3. 今後の予定

---

事務局から資料6を用いて説明を行った。

### 関連リンク

[IT利活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの開催状況](#)

### お問合せ先

商務情報政策局 情報経済課  
電話：03-3501-0397

FAX : 03-3501-6639

---

最終更新日 : 2015年1月6日